

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一 <u>一十五</u> (略)	一 <u>一十五</u> (略)
一 <u>二十六</u> アミバンタマブ並びにその製剤及び配合剤	一 <u>二十六</u> アミバンタマブ及びその製剤
一 <u>二七</u> ～ <u>百四十</u> (略)	一 <u>二七</u> ～ <u>百四十</u> (略)
<u>百四十一</u> タグラキソフスブ及びその製剤	
<u>百四十一</u> ・ <u>百四十二</u> (略)	<u>百四十一</u> ・ <u>百四十二</u> (略)
<u>百四十四</u> タフアンタマブ及びその製剤	
<u>百四十五</u> ～ <u>一百五十九</u> (略)	<u>百四十一</u> ～ <u>一百五十七</u> (略)
<u>一百六十</u> レチファンリマブ及びその製剤	
<u>一百六十一</u> ～ <u>一百八十五</u> (略)	<u>一百五十八</u> ～ <u>一百八十一</u> (略)